



# 三重県公報

平成31年1月29日（火）

第 3078 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
1	物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則	( 出 納 局 )	2
<b>企業庁管理規程</b>			
1	三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程	( 企 業 庁 )	2
<b>病院事業庁管理規程</b>			
1	三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程	( 病 院 事 業 庁 )	3
<b>告 示</b>			
44	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	4
45	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	4
46	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	4
47	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 同 )	4
48	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	5
49	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	5
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任の届出	( 農 地 調 整 課 )	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 同 )	5
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	7
	建設業者の営業所の所在地が確知できない旨	( 建 設 業 課 )	7
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 教 育 委 員 会 )	7

規 則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年一月二十九日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第一号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年三重県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 (略)	一 (略)
二 特定役務 二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス若しくは同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節5(ハ)に掲げるサービスに係る役務をいう。	二 特定役務 二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービスに係る役務をいう。
三〇五 (略)	三〇五 (略)

附 則

- この規則は、平成三十一年二月一日から施行する。
- この規則による改正後の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

企業庁管理規程

三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十一年一月二十九日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

三重県企業庁管理規程第一号

三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成七年三重県企業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

<p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定役務 二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス若しくは同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節5(b)に掲げるサービスに係る役務をいう。</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定役務 二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービスに係る役務をいう。</p> <p>三・四 (略)</p>
--	---

附 則

- この管理規程は、平成三十一年二月一日から施行する。
- この管理規程による改正後の三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の規定は、この管理規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

**病院事業庁管理規程**

三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十一年一月二十九日

三重県病院事業庁長 長谷川 耕一

**三重県病院事業庁管理規程第一号**

三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定役務 二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス若しくは同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節5(b)に掲げるサービスに係る役務をいう。</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定役務 二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービスに係る役務をいう。</p> <p>三・四 (略)</p>

## 附 則

- 1 この管理規程は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 2 この管理規程による改正後の三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の規定は、この管理規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

## 告 示

## 三重県告示第 44 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人三美会 三重レディースクリニック	津市久居野村町 366 番地 1	平成 30 年 12 月 1 日
延久のみちクリニック	度会郡玉城町岡村 461 番地 2	平成 30 年 12 月 1 日
ウエルシア薬局桑名東方店	桑名市大字東方字細貝道 1082-1	平成 31 年 1 月 1 日
サンライズ訪問看護ステーション	四日市市小杉町 30 番地 サンヴィレッジ小杉 B-202	平成 30 年 10 月 1 日

## 三重県告示第 45 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ジップドラッグ亀山薬局	亀山市栄町 1488-258	ココカラファイン薬局 亀山店	平成 30 年 12 月 1 日

## 三重県告示第 46 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
三重レディースクリニック	津市久居野村町 367 番地	平成 30 年 11 月 30 日
くぼた歯科クリニック	四日市市久保田 1-3-30	平成 30 年 12 月 15 日
おぎた歯科クリニック	いなべ市北勢町阿下喜字落合 3519-1	平成 30 年 11 月 12 日
刑部歯科医院	志摩市阿児町鶴方字小向井 4947 番地	平成 30 年 11 月 13 日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5	平成 30 年 11 月 30 日

## 三重県告示第 47 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人三美会 三重レディースクリニック	津市久居野村町 366 番地 1	平成 30 年 12 月 1 日
延久のみちクリニック	度会郡玉城町岡村 461 番地 2	平成 30 年 12 月 1 日
ウエルシア薬局桑名東方店	桑名市大字東方字細貝道 1082-1	平成 31 年 1 月 1 日
サンライズ訪問看護ステーション	四日市市小杉町 30 番地 サンヴィレッジ小杉B-202	平成 30 年 10 月 1 日

## 三重県告示第 48 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ジップドラッグ亀山薬局	亀山市栄町 1488-258	ココカラファイン薬局 亀山店	平成 30 年 12 月 1 日

## 三重県告示第 49 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
三重レディースクリニック	津市久居野村町 367 番地	平成 30 年 11 月 30 日
くぼた歯科クリニック	四日市市久保田 1-3-30	平成 30 年 12 月 15 日
おぎた歯科クリニック	いなべ市北勢町阿下喜字落合 3519-1	平成 30 年 11 月 12 日
刑部歯科医院	志摩市阿児町鶴方字小向井 4947 番地	平成 30 年 11 月 13 日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5	平成 30 年 11 月 30 日

## 公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）

退任理事

多気郡明和町佐田 428 番地 1

中 井 幸 充

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重用水土地改良区（四日市市平尾町大字大池 2765 番地 3）

## 退任理事

いなべ市北勢町麓村 405 番地  
 " 員弁町笠田新田 753 番地 1  
 " 大安町宇賀 927 番地  
 " 藤原町東禅寺 753 番地 1

員弁郡東員町大字八幡新田 224 番地

四日市市桜町 2610 番地  
 " 赤水町 131 番地  
 " 山田町 2859 番地  
 " 水沢町 2005 番地  
 " 市場町 2739 番地 2  
 " 楠町南川 436 番地

鈴鹿市高岡町 560 番地

" 甲斐町 1137 番地  
 " 岡田 1 丁目 20 番 7  
 " 深溝町 1766 番 1  
 " 下大久保町 822 番地

三重郡菟野町大字小島 1498 番地

" " 大字菟野 2064 番地 1  
 " " 大字川北 619 番地 1

桑名市大字上深谷部 813 番地

" 多度町中須 1228 番地

四日市市水沢町 2451 番地の 3

鈴鹿市西条 3 丁目 4 番 1 号

三重郡菟野町大字吉澤 428 番地 1

桑名市多度町香取 64 番地

## 退任監事

いなべ市員弁町松之木 1596 番地

三重郡菟野町大字菟野 7112 番地

桑名市多度町小山 2421 番地

## 就任理事

いなべ市北勢町麓村 407 番地

" 員弁町松之木 1842 番地 2  
 " 大安町宇賀 927 番地  
 " 藤原町東禅寺 602 番地 1

員弁郡東員町大字八幡新田 224 番地

四日市市山田町 1260 番地

" 桜町 2610 番地  
 " 水沢町 2005 番地  
 " 赤水町 131 番地  
 " 市場町 2739 番地 2  
 " 楠町南川 436 番地 1

鈴鹿市深溝町 1766 番地の 1

" 高岡町 560 番地  
 " 甲斐町 1137 番地  
 " 岡田一丁目 20 番 7 号  
 " 下大久保町 822 番地

三重郡菟野町大字小島 1498 番地

" " 大字池底 46 番地  
 " " 大字川北 491 番地 1

鈴木 幸太郎  
 二井 弘  
 鈴木 弘志  
 木村 信之  
 伊藤 和道  
 山中 一平  
 羽木 昌彦  
 伊藤 進哉  
 辻 康雄  
 山川 秀紀  
 森田 正彌  
 森 義明  
 益川 征  
 伊藤 奉昭  
 館 博行  
 伊藤 政勝  
 増田 高次  
 服部 忠行  
 門脇 正佳  
 鈴木 一生  
 水谷 重一  
 森 智広  
 末松 則子  
 石原 正敬  
 伊藤 伸俊

若松 富士雄  
 山崎 嘉嗣  
 水谷 善治

出口 忠司  
 谷崎 三男  
 鈴木 弘志  
 田中 勉  
 伊藤 和道  
 矢田 一生  
 山中 一平  
 辻 康雄  
 羽木 昌彦  
 山川 秀紀  
 佐々木 雅弘  
 館 博行  
 森 義明  
 益川 征  
 伊藤 奉昭  
 伊藤 政勝  
 増田 高次  
 小森 文勝  
 川北 正次

桑名市大字上深谷部 813 番地  
 // 多度町中須 1228 番地  
 四日市市水沢町 2451 番地 3  
 鈴鹿市西条三丁目 4 番 1 号  
 三重郡菟野町大字吉澤 428 番地 1  
 鈴鹿市秋永町 497 番地  
 就任監事  
 いなべ市員弁町松之木 1596 番地  
 三重郡菟野町大字菟野 7112 番地  
 桑名市多度町小山 2421 番地

鈴木 一生  
 水谷 重一  
 森 智広  
 末松 則子  
 石原 正敬  
 岩崎 光雄  
  
 若松 富士雄  
 山崎 嘉嗣  
 水谷 善治

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 12 月 28 日に終了した旨、津地方法務局長から通知がありました。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第 14 条第 1 項地図作成）
- 2 作業地域  
津市寿町、同市港町、同市三重町津興、同市柳山津興及び同市船頭町津興の一部

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定により公告します。

なお、この公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがあります。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日
三重県知事許可 (般-26)第 23003 号	株式会社丸徳	中川 智博	鈴鹿市河田町 214-6	平成 26 年 4 月 23 日

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 31 年 1 月 29 日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
平成 31 年度三重県立特別支援学校北勢きらら学園スクールバス運行業務委託
  - (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 委託期間  
平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 32 年 3 月 31 日（火）までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
三重県立特別支援学校北勢きらら学園通学区域等
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成31年2月20日（水）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 石川  
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成31年3月13日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成31年2月22日（金）17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成31年3月13日（水）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成31年3月13日（水）14時30分



なお、入札書は平成31年3月4日（月）から同月13日（水）14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課

案件名 平成31年度三重県立特別支援学校北勢さらら学園スクールバス運行業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成31年3月13日（水）14時45分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札内訳書に記載された月額に100分の108（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）に6を乗じた金額と、入札内訳書に記載された月額に100分の110（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）に6を乗じた金額を合算した金額を契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の2分の1に108分の100を乗じた額と、2分の1に110分の100を乗じた額を合算した金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Service(s) to be commissioned :

Transportation of students of the Mie Prefectural Special Needs School Hokusei Kirara Gakuen during the 2019-2020 school year

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Wednesday, March 13, 2019.

(Submission via registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government Building post office branch between Monday, March 4, 2019 and 2:30 P.M. on Wednesday, March 13, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

Open bidding will begin promptly at 2:45 P.M. on Wednesday, March 13, 2019.

(4) Managing Authority :

Special Needs Education Division, Mie Prefecture Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2961

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---